

第19回広島県障害者陸上競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-2

■肢体不自由1

障害区分		番号	障害区分名	解説	
切断・機能障害	立位	上肢	切断	1 手部	片側および両側の手部切断
				1 片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				1 片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
			2 両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者	
			3 両上腕	両上腕の切断者	
		2 片前腕・片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者		
		機能障害	1 片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
			1 片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			2 両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
			3 両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
	4 片下肢不完全		片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者		
	下肢	切断	4 片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者	
			5 片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者	
			6 両下腿	両側の下腿の切断者	
			8 両大腿	両側の大腿の切断者	
			7 片下腿および片大腿	片下腿の切断および片大腿の切断者	
		機能障害	5 片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
			7 両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者	
			8 両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
	体幹	9 体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注:四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない】		

■肢体不自由2

脊髄損傷等	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	10 第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
		11 第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		12 第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		13 下肢麻痺で座位バランスなし	「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する
		14 下肢麻痺で座位バランスあり	
		15 その他の車椅子	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車椅子使用者(例:両下肢切断のため車椅子を使用し競技する者)

第19回広島県障害者陸上競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-2

■肢体不自由3

脳原性麻痺 (脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	車いす	16	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
		17	けつて移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
		18	片上下肢または片上肢で車いす使用	日常動作において片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者
		19	上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注:軽度な上肢の麻痺があっても車いす駆動が可能な場合はこの区分に該当する】
	立位	20	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のせる上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者
		22	その他走可能	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する
その他	23	電動車いす常用	四肢体幹機能障害等により常に電動車いすを使用している者	

■視覚障害

視覚障害	24	視力0から0.01まで	視力は、矯正後の良い方の視力で判定する。 障害区分24は光を通さないアイマスクを装着する。
	25	その他の視覚障害	

■聴覚・平衡機能障害, 音声・言語機能障害, そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害, 音声・言語・そしゃく機能 障害	26	聴覚障害	障害の程度による区分なし
----------------------------------	----	------	--------------

■知的障害

知的障害	27	知的障害	障害の程度による区分なし
------	----	------	--------------

■内部障害

内部障害	28	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害者は含まない
------	----	--------------	-----------------------------

■精神障害

精神障害	29	精神障害	障害の程度による区分なし
------	----	------	--------------